

景観法第3章の施行に伴う景観法施行規則の一部を改正する省令
のパブリックコメントについて

以下の事項に関する規定を景観法施行規則に規定する。
施行日を平成17年6月1日とする。

1. 認定申請書の様式

景観地区内の建築物の建築等をしようとする場合に必要な認定の認定申請書の様式及び添付書類を定めることとする。当該申請書は、アの事項を記載した様式による正本及び副本に、イの書類を添付したものとす。

ア. 様式の記載事項

- ・ 建築等工事主等の概要（工事主の氏名、住所等、設計者の氏名、建築士事務所名等、工事監理者の氏名、建築士事務所名等、工事施工者の氏名、営業所名等）
 - ・ 計画の内容（建築物の建築等の場所、種別、建築物の形態意匠の内容等）
- イ. 添付書類（建築物の建築等の規模に応じて市町村長が適切と認める縮尺に変更可能。また、市町村長が必要ないと認めるものは省略することが可能。）
- ・ 建築等計画概要書（認定申請書と同様の記載事項）
 - ・ 建築物の敷地の位置及びその周辺の状況を表示する図書で縮尺1／2500以上のもの（道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物の位置を明示）
 - ・ 当該敷地及びその周辺の状況を示す写真
 - ・ 当該敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺1／100以上のもの（申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低及び敷地の接する道路の位置を明示）
 - ・ 建築物の彩色が施された2面以上の立面図で縮尺1／50以上のもの
 - ・ その他市町村の条例で定める図書 等

2. 認定証の様式

景観地区内の建築物の建築等に係る計画が形態意匠の制限に適合すると認められた場合に交付される認定証の様式を定めることとする。当該様式には、申請年月日、建築物の建築等の場所、計画の概要等を記載することとする。

また、認定証の交付は、認定申請書の副本及び添付図書を添付して行うこととする。

3. 通知書の様式

ア. 景観地区内の建築物の建築等に係る計画が形態意匠の制限に適合しないものと認められた場合の通知書の様式を定めることとする。当該様式には、その旨及び理由を記載することとする。

また、通知書の交付は、認定申請書の副本及び添付図書を添付して行うこ

ととする。

- イ. 景観地区内の建築物の建築等に係る計画が形態意匠の制限に適合するかどうかを決定することができない場合の通知書の様式を定めることとする。当該様式には、その旨及び理由を記載することとする。

4. 景観地区内における違反建築物の公示の方法

景観地区に関する都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に違反した建築物の建築等工事主、建築等工事の請負人等に対し市町村長が是正命令等の必要な処分をした場合の公示の方法として、公報への掲載その他市町村長が定める方法とする。

5. 景観地区内における違反建築物の設計者等の通知

市町村長は、4. 是正命令等の処分をした場合、以下の事項を建築士法、建設業法、宅地建物取引業法の定めるところにより、これらの法律による免許、許可又は登録をした国土交通大臣又は都道府県知事に、文書をもって、命令書の写しその他命令の内容を記載した書面を添付して通知しなければならないこととする。

- ・命令に係る建築物の概要
- ・当該建築物の設計者等に係る違反事実の概要
- ・命令をするまでの経過及び命令後に市町村長の講じた措置
- ・参考となるべき事項

6. 工事現場における認定の表示

景観地区内の建築物の建築等の施行者が当該工事現場の見やすい場所に表示する認定の表示の様式を定めることとする。当該様式は、以下の事項を表示した（たて25cm以上×よこ35cm以上）のものとする。

- ・認定年月日、番号
- ・認定証交付者
- ・建築等工事主氏名、設計者氏名、工事施工者氏名、工事現場管理者氏名
- ・認定に係るその他の事項

7. 形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置による損害の補償に係る収用委員に対する裁決申請書の様式

形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置による損害の補償に係る収用委員に対する裁決申請書の様式を定めることとする。当該様式には、以下の事項を記載し、建築物の付近の見取図、配置図及び各階平面図（命令の内容に係るものに限る。）を添付することとする。

- ・裁決申請者の氏名又は名称及び住所
- ・当該建築物の所在地
- ・当該建築物について裁決申請者の有する所有権その他の権利

- ・当該建築物の形態意匠、用途及び構造の概要
- ・法第七十条第一項の規定による命令の内容
- ・通知を受けた補償金額及びその通知を受領した年月日
- ・通知を受けた補償金額を不服とする理由並びに申請者が求める補償金額及びその内訳
- ・その他裁決申請者が必要と認める事項

8. 景観地区内における違反工作物の工事の請負人の通知

市町村長は、景観地区工作物制限条例の規定により4. 是正命令等の処分に相当する処分をした場合、建設業法の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならないが、その通知事項を以下のとおり定める。

- ・命令に係る建築物の概要
- ・当該建築物の設計者等に係る違反事実の概要
- ・命令をするまでの経過及び命令後に市町村長の講じた措置
- ・参考となるべき事項

9. 準景観地区を指定しようとする旨の公告（指定の公告についても準用）

市町村が準景観地区を指定しようとするときの公告は、準景観地区の名称、位置及び区域、面積について、市町村長が定める方法で行うものとする。

この公告は、土地に関し権利を有する者が、自己の権利に係る土地が準景観地区に含まれるかどうかを容易に判断することができるよう、市町村長が定める方法により表示する図面で行うこととする。

10. 地区計画等の区域内における違反建築物等の設計者等の通知

地区計画等の区域内における建築物の建築等に係る通知の場合は5. の規定を、工作物の建設等に係る通知の場合は8. の規定を準用する。

11. 書類の閲覧等

市町村長が、閲覧の請求があった場合に閲覧させる書類は、1. の建築等計画概要書及び認定番号及び処分の概要書（認定その他景観法第3章の規定並びに当該規定に基づく命令及び条例の規定による処分の概要を記載したもの）とする。

市町村長は、建築物又は工作物が滅失し、又は除却されるまで、閲覧に供さなければならないこととする。また、閲覧の場所及び閲覧に関する規程を定めてこれを告示しなければならないこととする。

12. その他

その他所要の改正を行う。